

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第7部門第1区分  
 【発行日】令和3年1月14日(2021.1.14)

【公開番号】特開2020-57578(P2020-57578A)  
 【公開日】令和2年4月9日(2020.4.9)  
 【年通号数】公開・登録公報2020-014  
 【出願番号】特願2018-218860(P2018-218860)  
 【国際特許分類】

H 0 1 R 13/42 (2006.01)

H 0 1 R 13/639 (2006.01)

H 0 1 R 13/627 (2006.01)

【F I】

H 0 1 R 13/42 F

H 0 1 R 13/639 Z

H 0 1 R 13/627

【手続補正書】

【提出日】令和2年11月27日(2020.11.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0061

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0061】

<他の実施例>

本発明は上記記述及び図面によって説明した実施例に限定されるものではなく、例えば次のような実施例も本発明の技術的範囲に含まれる。

(1) 上記実施例1, 2では、覆い部が操作部を背面側(後方)から覆うようになっているが、覆い部は、操作部を外周面側(つまり、上方、下方、左側方又は右側方)から覆う形態でもよく、背面側と外周面側(上方、下方、左側方又は右側方)の両方から覆う形態でもよい。

(2) 上記実施例1, 2では、リテーナの操作孔に治具を挿通させることでロックアームをロック解除方向へ変位させたが、操作部を指によってロック解除方向へ操作できるようにしてもよい。

(3) 上記実施例1, 2において、雄側コネクタ(相手側コネクタ)のフード部に、ロックアームを露出させる形態の開口部や切欠部を形成し、この開口部や切欠部に挿通した治具によってロックアームをロック解除方向へ変位させるようにしてもよい。

(4) 上記実施例1, 2では、覆い部が、背面視において操作部の全体を覆う形態であるが、覆い部は、背面視において操作部の一部のみを覆う形態であってもよい。

(5) 上記実施例1, 2では、覆い部が、保護部の後面に対し接近して対向する位置関係であるが、覆い部は、保護部の後面に当接する位置関係であってもよい。

(6) 上記実施例1, 2では、リヤ部材が、ハウジングの後端部に取り付けられて端子金具を抜止め状態に保持するリテーナであるが、本発明は、リヤ部材が、端子金具を抜止めする機能を有しない部材(例えば、電線カバーとしての専用部品等)である場合にも適用することができる。